

# 昭和村議会議員選挙

11月27日(日)は任期満了による昭和村議会議員選挙が行われます。昭和村の未来を託す重要な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

▼問合せ 昭和村選挙管理委員会 ☎24-5111(内線113)

お知らせ1

## 投票日

# 11月27日(日)

## 告示

# 11月22日(火)



投票所	場所	投票時間
第一投票所	地域活性化センター	午前7時～午後6時
第二投票所	入原公民館	午前7時～午後6時
第三投票所	永井住民センター	午前7時～午後5時
第四投票所	赤城原区民館	午前7時～午後5時
第五投票所	昭和村保健センター	午前7時～午後6時
第六投票所	貝野瀬構造改善センター	午前7時～午後6時
第七投票所	大河原住民センター	午前7時～午後5時
第八投票所	生越住民センター	午前7時～午後5時

### 期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などのため投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。郵送でお届けする「投票所入場券」のうら面に期日前投票を行うための「宣誓書」が印刷されていますので、あらかじめ記入し期日前投票所へお越しください。

「投票所入場券」は封筒に世帯全員分が同封されていますので、届いたら必ず中身を確認してください。

▼期間  
11月23日(水)～11月26日(土)

▼時間  
午前8時30分～午後8時まで

▼場所  
昭和村保健センター前  
期日前投票所

### 不在者投票

長期出張や入院などで投票所に行けない場合に、住所地以外の市区町村や入院先の病院などで投票ができます。

また、重度の身体障がい者や新型コロナウイルス感染症により自宅療養している人は、郵便による投票ができる場合があります。

詳しくは、昭和村選挙管理委員会までお問合せください。

### 立候補予定者説明会

昭和村議会議員に立候補されるか検討中の人は、立候補に伴う説明会を行いますのでご出席ください。

▼日程  
11月8日(火)

▼時間  
午後1時30分～

▼会場  
昭和村役場第3会議室

### 公職選挙法の改正

令和2年12月に公職選挙法が改正され、次のとおり変わりました。

①選挙公営が拡大され、次の費用について、上限まで村が負担します。

▼選挙運動に使用する自動車の費用(1台のみ)

▼選挙運動で配る「ビラ」の作成費用(1,600枚まで)

▼ポスター掲示場に貼る選挙運動用ポスターの作成費用(60枚まで)

②村議会議員選挙で、一定枚数のビラを配ることが解禁されます。

③村議会議員選挙で、立候補する際の供託金制度(15万円)が導入されます。

## 政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

政治家が選挙区内の人にお金や物を送ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のからしない選挙を実現するために寄付禁止のルールを守りましょう。

大事な投票、忘れずに!

